



「くしろ男女平等参画プラン」素案

皆様のご意見を募集します

「くしろ男女平等参画プラン」は、国の「男女共同参画社会基本法」に基づき、釧路市における男女平等参画社会の実現にむけて、施策の基本的方向と推進方策を明らかにするものです。

このたび、その計画の素案がまとまりましたので、皆様のご意見を募集します。

計画の視点と目標

この計画は、男女平等参画社会の実現をめざします。

男女平等参画社会の実現にむけて、次の**基本的視点**を踏まえ、計画を進めます。

男女の人権を尊重します

固定的性別役割分担意識をなくします。

・人権の尊重は、男女平等参画社会の根底を成す最も基本的な理念です。一人ひとりの人権が、これまで以上に尊重される社会を実現していくことが必要です。

・いまだに、様々な場に根強く存在する性別による決めつけをなくすことが求められています。固定的な性別役割分担意識をなくす視点から、社会のあり方や仕組みを見直していくことが必要です。

計画の**基本目標**は、次の4つです。

男女の人権の尊重

男女が共に働くための環境づくり

あらゆる分野への男女平等参画の推進

多様なライフスタイルを可能にする環境整備

基本施策（主なもの）

育児・介護休業制度等の定着促進

女性の就業機会の促進と再就職支援

セクシュアルハラスメント防止対策の推進

男女平等の視点に立った性教育の促進

計画の期間

この計画の期間は、平成20年（2008）から平成29年（2017）までの10年間とします。

男女平等参画社会って？

女だから、男だからという理由だけで、

したいことができなかつたり、

特定の仕事や役割がかたよっているとしたら、、、

女性も男性も、

自分の意思で社会に参画し、やさしく支えあい、

職場で、学校で、地域で、家庭で、

それぞれの個性と能力を十分に発揮し、

喜びも責任も分かち合う、

そんな「男女平等参画社会」をめざします。



素案の公表場所：市教委生涯学習課、市政情報コーナー、各行政センター・各支所、市ホームページ

意見募集期間：平成19年10月1日（月）～10月31日（水）

意見提出方法：氏名（団体名）、住所、電話番号をご記入の上、Eメール・郵送・ファックス・持参のいずれかの方法で提出してください（様式は問いません）。

提出・問合せ先：市教育委員会生涯学習課 〒085-0016 釧路市錦町2-4 MOO4階

電話（0154-31-4579） FAX（0154-22-9096）

Eメール ku611601@city.kushiro.hokkaido.jp

お寄せいただいたご意見は、公表（氏名、住所などの個人情報は除きます）を予定していますので、あらかじめご承知おき下さい。



あなたは どう 思いますか？

「妻は家庭」 反対 52% ~ 内閣府調査で初の過半数 ~

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という固定的な考え方に反対する人が52%となり、1992年以降の調査で初めて半数を超えた。

79年に政府が実施した調査では、賛成73%、反対20%だった。ただ今回の調査でも、妻が食事の支度をしているとの回答は85%に上り、理想と現実がかけ離れていることが浮き彫りになった形。内閣府は、「分野によっては男女の平等感が強まっているが、固定的な意識は強い」と分析している。

「妻は家庭」に反対と回答した人は、2004年の前回調査から3ポイントふえた。男性は賛成が51%、反対が46%だったが、女性では、反対57%、賛成40%と逆転。「反対」を世代別に見ると、40代が59%で最高、70歳以上が38%と最低だった。(9月30日附北海道新聞から)

暴力のない社会をめざして



講演会のお知らせ

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待

~ 私たち一人ひとりにできることは ~

講師：井上 摩耶子さん（ウイメンズカウンセリング京都代表フェミニストカウンセラー）

とき；平成19年11月3日（土）午前10時～12時

ところ；釧路市交流プラザさいわい 3階大ホール

主催；NPO法人 駆け込みシェルター釧路 ・ Fax 0154-32-1970

「社会的性別」(ジェンダー)の視点 【男女共同参画基本計画(第2次)抜粋】

1 人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー/gender）」という。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

2 「ジェンダーフリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭りなどの伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導きだされるものではない。

上記1, 2について、国は、計画期間中に広く国民に周知徹底する。